

## ○三条地域水道用水供給企業団の休日を定める条例

平成 2年 2月21日

条 例 第 1 号

改正 平成 5年 1月29日 条例第1号

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき、三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）の休日に関し必要な事項を定めるものとする。

（企業団の休日）

**第2条** 次に掲げる日は、企業団の休日とし、企業団の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、企業団の休日に企業団の所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

**第3条** 企業団の機関に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則等で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが企業団の休日に当たるときは、企業団の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則等に別段の定めがある場合は、この限りでない。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成2年規則第1号で平成2年6月5日から施行）

### 附 則（平成5年1月29日条例第1号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成5年規則第1号で平成5年7月1日から施行）